



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ぴあ株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢内 廣
(コード：4337、東証プライム)
問合せ先 専務取締役コーポレート担当 吉澤 保幸
(TEL. 03-5774-5278)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 21 日開催予定の第 52 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社事業における、今後の興行運営受託事業の拡大に対応するため、現行定款第 3 条（目的）につきまして事業目的を追加するものです。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

(2) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 26 条（取締役会の決議の省略）を新設するとともに、現行定款第 26 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

下線は変更部分を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～26. (条文省略) (新設) 27. (条文省略)	(目的) 第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～26. (現行通り) <u>27. 警備業法に基づく警備業</u> <u>28. (現行通り)</u>
(新設) 第 26 条～第 41 条 (条文省略)	<u>(取締役会の決議の省略)</u> <u>第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案に異議を述べたときはこの限りではない。</u> <u>第 27 条～第 42 条 (現行どおり)</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 21 日（予定）
定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 21 日（予定）

以 上